

入札説明書

令和 8 年 6 月 23 日に公告した岡山浄水場薬品沈澱池点検清掃業務委託に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 3 に掲げる者に対して、仕様書に関する質問・回答書により、説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 委託番号 | 第 8 - 56 号 |
| (2) 業務名 | 岡山浄水場薬品沈澱池点検清掃業務委託 |
| (3) 業務の内容 | 岡山浄水場薬品沈澱池点検清掃業務委託仕様書のとおり |
| (4) 契約期間 | 契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで |
| (5) 履行場所 | 岡山市東区寺山 6 5 0（岡山浄水場） |

2 入札に参加できる者の資格

入札の公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したものの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「7 機械設備等保守点検（情報・通信サービスを除く）」、小分類が「4 機械又は 5 設備（建物等の保守管理以外）」であり、格付区分が B 以上であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 審査要領に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再

生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

3 業務委託契約に関する事務を担当する課等の名称

〒709-0604

岡山県岡山市東区寺山650

岡山県広域水道企業団 総務課

電話番号 086-297-9800

FAX番号 086-297-9810

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 入札手続等

(1) 入札参加資格確認申請書の配布の期間及び場所

ア 配布期間

令和8年6月23日から令和8年7月6日まで（岡山県広域水道企業団の休日（岡山県広域水道企業団の休日を定める条例（平成元年岡山県吉井川広域水道企業団条例第1号）第1条第1項に規定する岡山県広域水道企業団の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県広域水道企業団ホームページからダウンロードできる。

(<https://www.water-okayama.jp/>)

(2) 仕様書の閲覧及び配布の期間及び場所

ア 閲覧及び配布の期間

令和8年6月23日から令和8年7月13日まで（岡山県広域水道企業団の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 閲覧及び配布の場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県広域水道企業団ホームページからダウンロードできる。

(<https://www.water-okayama.jp/>)

(3) 仕様書に対する質問の受付

ア 受付期間

令和8年6月23日から令和8年7月2日までの午前9時から午後4時まで

イ 方法

「仕様書に関する質問・回答書」によりファックスすること。

ウ 宛先

086-297-9810

(4) 仕様書に対する回答の閲覧

ア 閲覧期間

回答可能となった日から令和 8 年 7 月 13 日までの
午前 9 時から午後 4 時まで

イ 閲覧場所

上記 3 の場所に同じ。

なお、岡山県広域水道企業団ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.water-okayama.jp/>)

(5) 入札参加申出手続

ア 提出書類

入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(ア) 入札参加資格確認申請書

イ 提出期間

令和 8 年 6 月 23 日から令和 8 年 7 月 6 日まで（岡山県広域水道企業団の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

ウ 提出場所

上記 3 の場所に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。）ただし、郵送等による提出については、令和 8 年 7 月 6 日午後 4 時必着とする。

(6) 入札参加資格要件の審査

ア 事前審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について、上記 2 の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

当該審査の結果は、不適合の場合のみ、令和 8 年 7 月 10 日午後 4 時までにファックスにより通知する。

イ 入札参加資格がないとされた理由の説明要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に、上記 3 の宛先にファックスにより、入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

6 入札の日時及び場所

入札に参加する者は、入札書を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 7 月 14 日 午前 10 時 00 分

イ 場所 岡山県岡山市東区寺山 650 番地

岡山県広域水道企業団 2 階見学者ホール

ウ 提出方法 持参（郵送又は電送による入札は認めない。）

(2) 入札方法

ア 入札書の記載方法

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、入札参加資格審査申請の際に記載した契約を締結する権限を有している者について記入し、岡山県広域水道企業団との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人による入札

入札に際し、代理人が入札を行う場合は、契約を締結する権限を有している者からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、契約を締結する権限を有している者について記入し、当該代理人（受任者）の住所、氏名を記入し、受任者が入札する際に使用する印（受任印）を押印すること。

(3) その他

ア 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札金額の訂正は認めない。

イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ウ 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札の公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又はこれを中止することがある。

エ 入札をした場合において、落札候補者がいないときは、直ちにその場において再度入札（2回）を行う。

オ 入札（開札）執行中は、入札執行者が特に認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁じる。

7 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上とする。（ただし、岡山県広域水道企業団会計規程第101条のいずれかに該当する場合は、減免する。）

8 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 上記 2 の入札に参加できる者の資格のない者のした入札
- (2) 申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) その他岡山県広域水道企業団会計規程第 108 条第 1 項各号に掲げる入札

9 落札者の決定方法等

- (1) 岡山県広域水道企業団会計規程第 103 条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ第 1 順位落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係ない職員にくじを引かせる。
- (3) 落札者の名称並びに入札金額を公表する。

10 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する。
- (2) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

11 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。(ただし、岡山県広域水道企業団会計規程第 122 条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。)